ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業費助成金交付規程　新旧対照表

新	旧
ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業費補助金交付規程 2020 年 12 月 17 日 2020 年度規程第 34 号 一部改正 2026 年２月 20 日 2025 年度規程第 58 号 （目的） 第１条　この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号。以下「機構法」という。）第 15 条第三号の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行うポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。 （適用） 第２条　機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成 15 年経済産業省令第 120 号）、産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業費補助金）交付要綱及び産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業費補助金）実施要領（当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。以下同じ。）並びに脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱及び脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。以下同じ。）並びにエネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱及びエネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。以下同じ。）並びに半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱及び半導体・人工知能	ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業費助成金交付規程 2020 年 12 月 17 日 2020 年度規程第 34 号 （目的） 第１条　この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号。以下「機構法」という。）第 15 条第三号の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行うポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。 （適用） 第２条　機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成 15 年経済産業省令第 120 号）、産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業費補助金）交付要綱及び産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業費補助金）実施要領（当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。以下同じ。）並びに脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱及び脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。以下同じ。）並びにエネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱及びエネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。以下同じ。）並びに半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱及び半導体・人

関連技術基盤強化対策費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。以下同じ。）並びに先端半導体・人工知能関連技術対策費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱及び先端半導体・人工知能関連技術対策費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。以下同じ。）並びにポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業研究開発計画（以下「研究開発計画」という。）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ総第 1001004 号）、ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業の実施に関する規程及びポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金の管理及び運用に関する機構達に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。	工知能関連技術基盤強化対策費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。以下同じ。）並びに先端半導体・人工知能関連技術対策費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱及び先端半導体・人工知能関連技術対策費補助金（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。以下同じ。）並びにポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業研究開発計画（以下「研究開発計画」という。）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ総第 1001004 号）、ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業の実施に関する規程及びポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金の管理及び運用に関する機構達に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。
（定義） 第３条　この規程で「補助事業」とは、補助金の交付の対象となった、経済産業省が別途定める研究開発計画に係る技術開発課題の解決を図る研究開発（以下「研究開発」という。）を行う事業をいう。 ２　この規程で「補助事業者」とは、補助事業を実施する者をいう。	（定義） 第３条　この規程で「助成事業」とは、助成金の交付の対象となった、経済産業省が別途定める研究開発計画に係る技術開発課題の解決を図る研究開発（以下「研究開発」という。）を行う事業をいう。 ２　この規程で「助成事業者」とは、助成事業を実施する者をいう。
（交付の対象） 第４条　機構は、前条第１項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を補助する。ただし、第 28 条に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。	（交付の対象） 第４条　機構は、前条第１項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を助成する。ただし、第 28 条に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。
（交付に係る選定の基準） 第５条　機構は、補助事業者の選定に当たっては、経済産業省が実施する一次審査の結果を受けた二次審査として、次に掲げる事項を基準として行う。 一　補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。 二　補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。 三　補助事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。 四　当該補助事業者が遂行する補助事業が、第３条第１項の技術開発課題を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。 五　当該補助事業者が補助事業に係る事業化に対する具体的計画を有し、その	（交付に係る選定の基準） 第５条　機構は、助成事業者の選定に当たっては、経済産業省が実施する一次審査の結果を受けた二次審査として、次に掲げる事項を基準として行う。 一　助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。 二　助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。 三　助成事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。 四　当該助成事業者が遂行する助成事業が、第３条第１項の技術開発課題を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。 五　当該助成事業者が助成事業に係る事業化に対する具体的計画を有し、その

実施に必要な能力を有すること。 （補助対象費用等） 第６条　補助の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、第４条に規定する研究開発に必要な費用のうち、別記に掲げるものの範囲とする。 ２　補助金の額は、補助対象費用の総額に別途定める補助率を乗じた金額以内又は別途定める補助対象費用の金額以内とする。ただし、機構が学術機関等（国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関。（以下「学術機関等」という。））に対する共同研究費を定額補助と定めた場合は、その金額以内とする。 ３　補助事業の期間が機構の会計年度を超える交付決定（以下「複数年度交付決定」という。）の場合は、機構の会計年度毎に補助金の額の上限（以下「年度限度額」という。）を定める。 （交付の申請） 第７条　機構は、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第１による補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。 ２　機構は、申請者が前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。 （交付の決定等） 第８条　機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。 ２　機構は、前項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、様式第２による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。 ３　前項の場合において、機構は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができるものとする。	実施に必要な能力を有すること。 （助成対象費用等） 第６条　助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、第４条に規定する研究開発に必要な費用のうち、別記に掲げるものの範囲とする。 ２　助成金の額は、助成対象費用の総額に別途定める補助率を乗じた金額以内又は別途定める助成対象費用の金額以内とする。ただし、機構が学術機関等（国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関。（以下「学術機関等」という。））に対する共同研究費を定額助成と定めた場合は、その金額以内とする。 ３　助成事業の期間が機構の会計年度を超える交付決定（以下「複数年度交付決定」という。）の場合は、機構の会計年度毎に助成金の額の上限（以下「年度限度額」という。）を定める。 （交付の申請） 第７条　機構は、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第１による助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。 ２　機構は、申請者が前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。 （交付の決定等） 第８条　機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。 ２　機構は、前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、様式第２による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。 ３　前項の場合において、機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。

４　機構は、第２項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第２項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。 ５　機構は、前条第２項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。 ６　機構は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。 （交付に当たっての条件） 第９条　機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。 一　補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。 二　補助事業者は、補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された補助対象費用の費目の配分を超えて支出する場合（費目のⅣとの間の流用を除く。）、費目のⅠからⅢの合計（複数年度交付決定においては、費目のⅠからⅢの年度限度額の合計）の 10 分の 5 を超えて流用するときは、届け出ること。 三　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。 四　補助事業者は、補助事業を遂行するための契約をするときは、補助事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。 五　補助事業者は、補助事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、補助事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りでない。また、委託又は共同して実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。 六　補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承	４　機構は、第２項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第２項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。 ５　機構は、前条第２項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。 ６　機構は、助成金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。 （交付に当たっての条件） 第９条　機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。 一　助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。 二　助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合（費目のⅣとの間の流用を除く。）、費目のⅠからⅢの合計（複数年度交付決定においては、費目のⅠからⅢの年度限度額の合計）の 10 分の 5 を超えて流用するときは、届け出ること。 三　助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。 四　助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。 五　助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りでない。また、委託又は共同して実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。 六　助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承

認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後５年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくべきこと。	認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後５年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくべきこと。
七　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第３による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。	七　助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第３による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
八　補助事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、補助事業の遂行及び収支の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。	八　助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の遂行及び収支の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
九　補助事業者は、補助事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して61 日以内（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の５月 31 日までに、様式第４による実績報告書を機構に提出すべきこと。	九　助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して61 日以内（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の５月 31 日までに、様式第４による実績報告書を機構に提出すべきこと。
十　補助事業者は、機構が、補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。また、機構が必要であると認め、経済産業省の職員を立ち合せるときは、これに応ずべきこと。	十　助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。また、機構が必要であると認め、経済産業省の職員を立ち合せるときは、これに応ずべきこと。
十一　補助事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。	十一　助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。
十二　補助事業者は、機構が補助事業に係る実施状況及び実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。	十二　助成事業者は、機構が助成事業に係る実施状況及び実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。
十三　補助事業者は、機構が第 19 条第２項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。	十三　助成事業者は、機構が第 19 条第２項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
十四　補助事業者は、第 19 条第１項の規定により補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第 18 条第１項第十号、第十一号及び第十二号の規定による場合はこの限りでない。	十四　助成事業者は、第 19 条第１項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第 18 条第１項第十号、第十一号及び第十二号の規定による場合はこの限りでない。
十五　補助事業者は、返還すべき補助金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。	十五　助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
十六　補助事業者は、補助事業年度及び補助事業年度の終了後５年間、補助事業の成果を学術誌等で発表した場合、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に様式第５による届出書を機構に提出	十六　助成事業者は、助成事業年度及び助成事業年度の終了後５年間、助成事業の成果を学術誌等で発表した場合、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に様式第５による届出書を機構に提出

すべきこと。 十七　補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第16条第1項により処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとすることをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。 十八　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間、前号に規定する取得財産等の管理状況について、当該年度の終了後30日以内に様式第14による取得財産等管理明細表を機構に提出すること。また、機構が必要であると認めるときは、追加の管理状況調査に協力すること。 十九　補助事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。 二十　補助事業者は、補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、様式第6による補助金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。 二十一　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降５年間、様式第20による当該補助事業に係る事業化状況報告書を機構に提出し、当該補助事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された補助金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。 二十二　補助事業者は、補助事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に機構に対し別途定める方法により報告すること。また、発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られたものであることを明示すること。 二十三　補助事業者は、経済産業省又は機構が補助事業年度に実施する補助事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく判断に従うこと。 二十四　補助事業者は、補助事業年度の終了後５年間、経済産業省が実施する事後評価、機構が実施する追跡調査・評価、産業財産権等の取得及び利用状況並びに事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、経済産業省が必要であると認めるときは、事後評価を補助事業完了前に行うこととする。（なお、補助事業年度の終了後５年度目の状況によっては、補助事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。） 二十五　補助事業者は、労務費の算定に当たっては本規程又は機構が別途定め	すべきこと。 十七　助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第16条第1項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとすることをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。 十八　助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間、前号に規定する取得財産等の管理状況について、当該年度の終了後30日以内に様式第14による取得財産等管理明細表を機構に提出すること。また、機構が必要であると認めるときは、追加の管理状況調査に協力すること。 十九　助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。 二十　助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、様式第6による助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。 二十一　助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降５年間、様式第20による当該助成事業に係る事業化状況報告書を機構に提出し、当該助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。 二十二　助成事業者は、助成事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に機構に対し別途定める方法により報告すること。また、発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られたものであることを明示すること。 二十三　助成事業者は、経済産業省又は機構が助成事業年度に実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく判断に従うこと。 二十四　助成事業者は、助成事業年度の終了後５年間、経済産業省が実施する事後評価、機構が実施する追跡調査・評価、産業財産権等の取得及び利用状況並びに事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、経済産業省が必要であると認めるときは、事後評価を助成事業完了前に行うこととする。（なお、助成事業年度の終了後５年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。） 二十五　助成事業者は、労務費の算定に当たっては本規程又は機構が別途定め

る単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。 二十六　補助事業者は、この規程に規定する様式の提出を、補助金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。ただし、様式第１，様式第６，様式第７（補助金の額等及び補助期間の変更に関するもの）及び様式第９を除く。 二十七　補助事業者は、当該補助事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。 二十八　複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、補助事業者は、機構の指示に従うべきこと。 二十九　補助事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。 三十　補助事業者は、補助事業に従事した者が、補助事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下、同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、補助事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日制定）に基づき調査を行うこと。） 三十一　補助事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成 20 年 12 月３日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。 三十二　補助事業者は、第８条第２項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。 三十三　補助事業者が「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年６月 27 日閣議決定）に基づく革新的技術特区（以下「スーパー特区」という。）に応募し、当該補助事業の全部又は一部がスーパー特区の採択課題として決定がなされた場合には、決定がなされた旨を機構に申し出ることにより当該公募要領で規定する「スーパー特区における研究資金の統合的かつ効率的な運用の方策」	る単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。 二十六　助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。ただし、様式第１，様式第６，様式第７（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）及び様式第９を除く。 二十七　助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。 二十八　複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。 二十九　助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。 三十　助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下、同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日制定）に基づき調査を行うこと。） 三十一　助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成 20 年 12 月３日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。 三十二　助成事業者は、第８条第２項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。 三十三　助成事業者が「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年６月 27 日閣議決定）に基づく革新的技術特区（以下「スーパー特区」という。）に応募し、当該助成事業の全部又は一部がスーパー特区の採択課題として決定がなされた場合には、決定がなされた旨を機構に申し出ることにより当該公募要領で規定する「スーパー特区における研究資金の統合的かつ効率的な運用の方策」

に基づき、補助対象費用について統合的かつ効率的な運用を行うことができる。	に基づき、助成対象費用について統合的かつ効率的な運用を行うことができる。
三十四　交付決定を受けた補助事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の５の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る補助事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。	三十四　交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の５の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。
三十五　補助事業者は、機構が補助事業の実施にあたり知り得た補助事業者に係る全ての情報について、必要に応じて経済産業省に対して提供することに同意すること。	三十五　助成事業者は、機構が助成事業の実施にあたり知り得た助成事業者に係る全ての情報について、必要に応じて経済産業省に対して提供することに同意すること。
三十六　補助事業者は、機構又は経済産業省が、実施状況の報告の要求、補助事業の適正かつ円滑な実施のために必要な改善等の指導及び助言を行ったときは、実施状況の報告若しくは当該指導及び助言を踏まえて補助事業を実施すること。	三十六　助成事業者は、機構又は経済産業省が、実施状況の報告の要求、助成事業の適正かつ円滑な実施のために必要な改善等の指導及び助言を行ったときは、実施状況の報告若しくは当該指導及び助言を踏まえて助成事業を実施すること。
三十七　補助事業者は、第 30 条第５項の規定により機構から指示があった場合は、その指示に従うこと。	三十七　助成事業者は、第 30 条第５項の規定により機構から指示があった場合は、その指示に従うこと。
三十八　研究開発計画を踏まえて、補助事業の一部を切り出し、早期の製品化に取り組む場合は、機構の承認を受けることで、当該一部については完了したものとみなし、交付規程の各条項（第９条第１項第六号、第９条第１項第十六号、第９条第１項第十八号、第９条第１項第二十四号、第 15 条第５項を除く）を適用する。	（新設）
２　機構は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第８条第２項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。	２　機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第８条第２項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。
（申請の取下げ） 第 10 条　機構は、補助金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件のうち同条第１項第二十号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。	（申請の取下げ） 第 10 条　機構は、助成金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件のうち同条第１項第二十号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。
（補助事業の内容の変更） 第 11 条　機構は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第７による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第９条第１項第二号ただし書の場合については、様式第８による計画変更届出書を提出させ	（助成事業の内容の変更） 第 11 条　機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第７による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第９条第１項第二号ただし書の場合については、様式第８による計画変更届出書を提出させ

るものとする。 一　補助事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。 二　補助事業の期間を変更しようとするとき。 ２　機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に速やかに通知するものとする。 ３　第８条及び第９条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。	るものとする。 一　助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。 二　助成事業の期間を変更しようとするとき。 ２　機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に速やかに通知するものとする。 ３　第８条及び第９条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。
（補助事業の承継） 第 12 条　機構は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業（補助事業に続く事業化等を含む。）を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（以下「承継事業者」という。）が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第９－１による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、承継事業者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。 ２　機構は、前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに承継事業者に通知するものとする。 ３　第１項の規定にかかわらず、承継事業者が承継を予定する日までに設立されない場合、機構は、補助事業者に様式９－２による承継承認申請書をあらかじめ提出させるものとする。 ４　機構は、前項の申請書を受理したときは、承継事業者が設立されたときに承継事業者に様式９－１による承継承認申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が補助金の交付に関する変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。	（助成事業の承継） 第 12 条　機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業（助成事業に続く事業化等を含む。）を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（以下「承継事業者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第９－１による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、承継事業者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。 ２　機構は、前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに承継事業者に通知するものとする。 ３　第１項の規定にかかわらず、承継事業者が承継を予定する日までに設立されない場合、機構は、助成事業者に様式９－２による承継承認申請書をあらかじめ提出させるものとする。 ４　機構は、前項の申請書を受理したときは、承継事業者が設立されたときに承継事業者に様式９－１による承継承認申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が助成金の交付に関する変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。
（補助金の額の確定） 第 13 条　機構は、補助事業が完了し、補助事業者から実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 10 による確定通知書によって当該補助事業者に通知するものとする。 ２　前項の補助金の確定額は、機構が、年度毎に交付の決定を行った補助金の額と、前項の規定による実績報告書の補助対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）の合計額に補助率を乗じて得た額（機構が定額補助と定めた費用はその金額以内の実支出額）のいずれか低い額とする。	（助成金の額の確定） 第 13 条　機構は、助成事業が完了し、助成事業者から実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第 10 による確定通知書によって当該助成事業者に通知するものとする。 ２　前項の助成金の確定額は、機構が、年度毎に交付の決定を行った助成金の額と、前項の規定による実績報告書の助成対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）の合計額に補助率を乗じて得た額（機構が定額助成と定めた費用はその金額以内の実支出額）のいずれか低い額とする。

（補助金の支払） 第 14 条　機構は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助事業者に対し、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。 ２　機構は、補助事業者が補助金の支払を請求しようとするときは、様式第 11−１による補助金概算払請求書又は様式第 12 による補助金精算払請求書を提出させるものとする。	（助成金の支払） 第 14 条　機構は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成事業者に対し、助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。 ２　機構は、助成事業者が助成金の支払を請求しようとするときは、様式第 11−１による助成金概算払請求書又は様式第 12 による助成金精算払請求書を提出させるものとする。
（財産の管理等） 第 15 条　補助事業者は、当該補助事業による取得財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。 ２　補助事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。 ３　補助事業者は、処分を制限された取得財産等を処分することにより、収入があったときは様式第 13 による収入金報告書を機構に提出し、機構の請求に応じその収入の一部を機構に納付しなければならない。 ４　補助事業者は、補助事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して 61 日以内（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の５月 31 日までに、様式第 14 による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。 ５　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、取得財産等の管理状況について、当該年度の終了後 30 日以内に様式第 14 による取得財産等管理明細表を機構に提出しなければならない。	（財産の管理等） 第 15 条　助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。 ２　助成事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。 ３　助成事業者は、処分を制限された取得財産等を処分することにより、収入があったときは様式第 13 による収入金報告書を機構に提出し、機構の請求に応じその収入の一部を機構に納付しなければならない。 ４　助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して 61 日以内（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の５月 31 日までに、様式第 14 による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。 ５　助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、取得財産等の管理状況について、当該年度の終了後 30 日以内に様式第 14 による取得財産等管理明細表を機構に提出しなければならない。
（財産の処分制限） 第 16 条　補助事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価 50 万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。 ２　取得財産等の処分を制限する期間は、昭和 53 年通商産業省告示第 360 号を準用する。 ３　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第 15 による財産処分承認申請書を機構に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。 ４　補助事業者は、第２項の規定により定められた期間を経過した取得財産等	（財産の処分制限） 第 16 条　助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価 50 万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。 ２　取得財産等の処分を制限する期間は、昭和 53 年通商産業省告示第 360 号を準用する。 ３　助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第 15 による財産処分承認申請書を機構に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。 ４　助成事業者は、第２項の規定により定められた期間を経過した取得財産等

を処分することにより得られた収入については、前条第３項の規定は適用しない。	を処分することにより得られた収入については、前条第３項の規定は適用しない。
（中止又は廃止の承認） 第 17 条　機構は、補助事業者がその責めに帰さない事由により当該補助事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。 ２　機構は、補助事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第７に準じた中止（廃止）承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第 16 により速やかに当該補助事業者に通知するものとする。 ３　第 13 条の規定は、機構が第１項の承認をした場合に準用する。	（中止又は廃止の承認） 第 17 条　機構は、助成事業者がその責めに帰さない事由により当該助成事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。 ２　機構は、助成事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第７に準じた中止（廃止）承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第 16 により速やかに当該助成事業者に通知するものとする。 ３　第 13 条の規定は、機構が第１項の承認をした場合に準用する。
（交付決定の取消） 第 18 条　機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第８条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 一　補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。 二　補助事業者が、第８条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。 三　補助事業者が、第９条の規定により付された条件に違反したとき。 四　補助事業者が、その他法令等に違反したとき。 五　補助事業者が、機構との補助事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。 六　補助事業に従事した者が、補助事業に関して研究活動の不正行為を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定されたとき。 七　補助事業に従事した者が、補助事業に関して公的研究費の不正な使用等があったと認定されたとき。 八　補助事業者が、第 28 条の規定の誓約に違反したとき。 九　補助事業者が、第 30 条第３項の規定により提出した事業化計画書に虚偽の記載をした場合において、当該違反内容に重大性又は緊急性等があるものと経済産業省が判断したとき。 十　天災地変その他補助金等の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。 十一　第 23 条第 3 項に規定する場合において、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。 十二　補助事業者が、機構が公募時等に提示した応募要件を満たさなくなったとき。	（交付決定の取消） 第 18 条　機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第８条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 一　助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。 二　助成事業者が、第８条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。 三　助成事業者が、第９条の規定により付された条件に違反したとき。 四　助成事業者が、その他法令等に違反したとき。 五　助成事業者が、機構との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。 六　助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定されたとき。 七　助成事業に従事した者が、助成事業に関して公的研究費の不正な使用等があったと認定されたとき。 八　助成事業者が、第 28 条の規定の誓約に違反したとき。 九　助成事業者が、第 30 条第３項の規定により提出した事業化計画書に虚偽の記載をした場合において、当該違反内容に重大性又は緊急性等があるものと経済産業省が判断したとき。 十　天災地変その他助成金等の交付の決定後に生じた事情の変更により助成事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。 十一　第 23 条第 3 項に規定する場合において、助成事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。 十二　助成事業者が、機構が公募時等に提示した応募要件を満たさなくなったとき。

２　前項第一号から第九号に掲げるものについては、第 13 条の規定に基づく補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。 ３　機構は、第１項に基づく取消をしたときは、様式第 16 に準じた様式により速やかに補助事業者に通知するものとする。 （補助金の返還等） 第 19 条　機構は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。 ２　機構は、第 13 条の規定に基づき額の確定をした場合（第 17 条第３項において準用する場合を含む。）において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。 ３　機構は、前２項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。 一　返還すべき補助金の額 二　加算金及び延滞金に関する事項 三　納期日 ４　機構は、第１項又は第２項の規定に基づき補助金の返還を請求したときは、必要に応じて様式第 17 又は第 18 により報告させるものとする。 ５　機構は、補助事業者が、返還すべき補助金を第３項第三号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。 （消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還） 第 20 条　補助事業者は、補助事業完了後、又は複数年度交付決定においては機構の会計年度終了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 19 により速やかに機構に報告しなければならない。 ２　機構は、第８条第５項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。 ３　前条第３項及び第５項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。 （加算金の計算）	２　前項第一号から第九号に掲げるものについては、第 13 条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。 ３　機構は、第１項に基づく取消をしたときは、様式第 16 に準じた様式により速やかに助成事業者に通知するものとする。 （助成金の返還等） 第 19 条　機構は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。 ２　機構は、第 13 条の規定に基づき額の確定をした場合（第 17 条第３項において準用する場合を含む。）において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。 ３　機構は、前２項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成事業者に通知するものとする。 一　返還すべき助成金の額 二　加算金及び延滞金に関する事項 三　納期日 ４　機構は、第１項又は第２項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、必要に応じて様式第 17 又は第 18 により報告させるものとする。 ５　機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第３項第三号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。 （消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還） 第 20 条　助成事業者は、助成事業完了後、又は複数年度交付決定においては機構の会計年度終了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 19 により速やかに機構に報告しなければならない。 ２　機構は、第８条第５項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。 ３　前条第３項及び第５項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。 （加算金の計算）

第21条　機構は、補助金が２回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。 ２　機構は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。	第21条　機構は、助成金が２回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。 ２　機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。
（延滞金の計算） 第22条　機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。 ２　前条第２項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。	（延滞金の計算） 第22条　機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。 ２　前条第２項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。
（成果の普及及び事業化への努力） 第23条　機構及び補助事業者は、補助事業による成果が生じたときはその成果の普及及び事業化により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等の形を通じて、我が国の経済活性化の実現に努めるものとする。 ２　補助事業者は、交付申請書に添付する事業化計画書を変更しようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第１項に基づき、あらかじめその承認を受けなければならない。 一　事業化計画を著しく変更しようとするとき。 二　その他前項の規定の趣旨に影響を与えるものとして、機構及び補助事業者が協議してあらかじめ定めた条件に該当するとき。 ３　前項において、事業化計画の変更が第１項の規定に抵触するおそれがある場合、機構は、補助事業者に対して変更内容の改善を求めることができる。 ４補助事業者は、研究成果の事業化・製品化を行う場合については、事前に機構に対し報告するものとする。また、研究成果の事業化・製品化について発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られた成果を活用していることを明示するものとする。	（成果の普及及び事業化への努力） 第23条　機構及び助成事業者は、助成事業による成果が生じたときはその成果の普及及び事業化により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等の形を通じて、我が国の経済活性化の実現に努めるものとする。 ２　助成事業者は、交付申請書に添付する事業化計画書を変更しようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第１項に基づき、あらかじめその承認を受けなければならない。 一　事業化計画を著しく変更しようとするとき。 二　その他前項の規定の趣旨に影響を与えるものとして、機構及び助成事業者が協議してあらかじめ定めた条件に該当するとき。 ３　前項において、事業化計画の変更が第１項の規定に抵触するおそれがある場合、機構は、助成事業者に対して変更内容の改善を求めることができる。 ４助成事業者は、研究成果の事業化・製品化を行う場合については、事前に機構に対し報告するものとする。また、研究成果の事業化・製品化について発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られた成果を活用していることを明示するものとする。
（事業化の報告） 第24条　機構は、補助事業者に補助事業の完了年度の翌年度以降５年間、当該	（事業化の報告） 第24条　機構は、助成事業者に助成事業の完了年度の翌年度以降５年間、当該

補助事業に係る過去１年間の事業化状況について、様式第 20 による事業化状況報告書を提出させるものとする。 ２　前項に定める報告書は、補助事業者の毎会計年度決算確定後 20 日以内に提出させるものとする。ただし、当該年度分の報告書に記載すべき基準納付額と累計納付額の合計が補助金確定額を超えることが明らかになった場合には、補助事業者は会計年度決算確定以前でも機構に報告書を提出することができるものとする。 （収益納付） 第 25 条　機構は、前条の報告書により、補助事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。 ２　前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。 ３　収益納付すべき期間は、補助事業の完了年度の翌年度以降５年間とする。 ４　機構は、補助事業者が中小企業であって事業化状況報告書の対象年度に営業利益、経常利益又は純利益のいずれかが、単体決算で赤字となる場合に、当該年度の納付を免除することができるものとする。 ５　機構は、前項の免除を行う場合には、補助事業者に様式第 21 による納付免除申請書を提出させ、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。 （データマネジメント） 第 26 条　補助事業者は、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和３年４月 27 日、統合イノベーション戦略推進会議）及び機構が公募時等に示す情報を踏まえて、研究開発により生じたデータのうち補助事業者が管理対象データとしたものについてデータマネジメントを行うものとする。 （経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開） 第 27 条　補助事業者は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）第 65 条第１項に規定する補助事業者の特許出願に係る明細書等（以下「明細書等」という。）に記載された発明について経済安全保障推進法第 70 条第２項に規定する保全指定がされている場合、当該特許出願に係る明細書等に記載された保全対象発明（経済安全保障推進法第 70 条第１項に規定する保全対象	助成事業に係る過去１年間の事業化状況について、様式第 20 による事業化状況報告書を提出させるものとする。 ２　前項に定める報告書は、助成事業者の毎会計年度決算確定後 20 日以内に提出させるものとする。ただし、当該年度分の報告書に記載すべき基準納付額と累計納付額の合計が助成金確定額を超えることが明らかになった場合には、助成事業者は会計年度決算確定以前でも機構に報告書を提出することができるものとする。 （収益納付） 第 25 条　機構は、前条の報告書により、助成事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。 ２　前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、助成金の確定額の合計額を上限とする。 ３　収益納付すべき期間は、助成事業の完了年度の翌年度以降５年間とする。 ４　機構は、助成事業者が中小企業であって事業化状況報告書の対象年度に営業利益、経常利益又は純利益のいずれかが、単体決算で赤字となる場合に、当該年度の納付を免除することができるものとする。 ５　機構は、前項の免除を行う場合には、助成事業者に様式第 21 による納付免除申請書を提出させ、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。 （データマネジメント） 第 26 条　助成事業者は、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和３年４月 27 日、統合イノベーション戦略推進会議）及び機構が公募時等に示す情報を踏まえて、研究開発により生じたデータのうち助成事業者が管理対象データとしたものについてデータマネジメントを行うものとする。 （経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開） 第 27 条　助成事業者は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）第 65 条第１項に規定する助成事業者の特許出願に係る明細書等（以下「明細書等」という。）に記載された発明について経済安全保障推進法第 70 条第２項に規定する保全指定がされている場合、当該特許出願に係る明細書等に記載された保全対象発明（経済安全保障推進法第 70 条第１項に規定する保全対

発明をいう。以下同じ。）の情報は、この規程に別段の定めがある場合を除き、機構に提示しないこととする。 ２　補助事業者は、補助事業者の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第 66 条第１項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び同法第 67 条第１項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、機構に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、同法第 66 条第１項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。 ３　補助事業者は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明に係る詳細な技術情報を機構に提示しないこととする。ただし、当該発明が、同法第 66 条第１項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。 ４　第１項から第３項までの規定にかかわらず、機構が補助事業の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、補助事業者は、機構が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を機構に提示するものとする。 （暴力団排除に関する誓約） 第 28 条　補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、次に揚げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。 一　法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第２条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき 二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき 三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき 四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非	象発明をいう。以下同じ。）の情報は、この規程に別段の定めがある場合を除き、機構に提示しないこととする。 ２　助成事業者は、助成事業者の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第 66 条第１項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び同法第 67 条第１項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、機構に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、同法第 66 条第１項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。 ３　助成事業者は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明に係る詳細な技術情報を機構に提示しないこととする。ただし、当該発明が、同法第 66 条第１項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。 ４　第１項から第３項までの規定にかかわらず、機構が助成事業の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、助成事業者は、機構が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を機構に提示するものとする。 （暴力団排除に関する誓約） 第 28 条　助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に揚げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。 一　法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第２条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき 二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき 三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき 四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非

難されるべき関係を有しているとき ２　前項については、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。 （契約の相手方の制限） 第 29 条　補助事業者は、補助事業を実施するために締結する委託、売買、請負その他の契約（契約金額が 100 万円未満のものを除く。）をするにあたり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の遂行上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。 ２　機構は、補助事業者が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。 ３　前二項の規定は、補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講ずるものとする。 （技術移転防止に係る事前相談） 第 30 条　補助事業者は、研究開発計画に基づき、補助事業者又はそのグループ会社が、次項に定める他者（補助事業者の子会社を含む。以下同じ。）又は他国に対する行為を行うに当たって、次に掲げる事項に該当する場合は、当該行為を実施する 40 日前までに経済産業省に事前に相談しなければならない。 一　コア重要技術等（研究開発計画に基づく技術をいう。以下同じ。）の強制的な技術移転のおそれがあること又は次のイ若しくはロに掲げる他者の属性によりコア重要技術等の流出のおそれがあることを補助事業者が知った場合 イ　過去五年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者 ロ　外国政府等による影響を受けて事業を行う者 二　前号に掲げるおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合 ２　他者又は他国に対する行為は、次の各号に掲げるいずれかの行為とする。 一　他者に対し、コア重要技術等に係る知的財産権を移転する、研究開発計画の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア重要技術等そのものを移転する	難されるべき関係を有しているとき ２　前項については、助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。 （契約の相手方の制限） 第 29 条　助成事業者は、助成事業を実施するために締結する委託、売買、請負その他の契約（契約金額が 100 万円未満のものを除く。）をするにあたり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不適当である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。 ２　機構は、助成事業者が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、助成事業者は機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。 ３　前二項の規定は、助成事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、助成事業者は、必要な措置を講ずるものとする。 （技術移転防止に係る事前相談） 第 30 条　助成事業者は、研究開発計画に基づき、助成事業者又はそのグループ会社が、次項に定める他者（助成事業者の子会社を含む。以下同じ。）又は他国に対する行為を行うに当たって、次に掲げる事項に該当する場合は、当該行為を実施する 40 日前までに経済産業省に事前に相談しなければならない。 一　コア重要技術等（研究開発計画に基づく技術をいう。以下同じ。）の強制的な技術移転のおそれがあること又は次のイ若しくはロに掲げる他者の属性によりコア重要技術等の流出のおそれがあることを助成事業者が知った場合 イ　過去五年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者 ロ　外国政府等による影響を受けて事業を行う者 二　前号に掲げるおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合 ２　他者又は他国に対する行為は、次の各号に掲げるいずれかの行為とする。 一　他者に対し、コア重要技術等に係る知的財産権を移転する、研究開発計画の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア重要技術等そのものを移転する

二　他者に対し、コア重要技術等を提供する 三　他者と、コア重要技術等に関する共同研究開発を行う 四　他国において、コア重要技術等に係る研究開発を行う 五　他国において、コア重要技術等を用いた製品等を生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該製品等の製造能力が 10%を超える割合で増強する（ただし、当該生産拠点で生産する当該製品等の 85%以上が当該他国で消費される場合を除く。） ３　補助事業者は、第１項に規定する相談の要否について確認した結果等について、交付申請書に添付する事業化計画書（変更した場合はその変更したもの）に記載した上で、機構が別途指定する期間内に機構に提出しなければならない。 ４　機構は、前項の事業化計画書の提出があったときは、当該事業化計画書を経済産業省に提供できるものとする。 ５　機構は、第３項の規定により提出された事業化計画書に不当であると認める事項又は虚偽の記載があった場合、経済産業省と協議の上、補助事業者に対し、その是正のために必要な指示を行うことができる。 （その他必要な事項） 第 31 条　この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。 附　則（2022 年３月４日 2021 年度規程第 28 号） １．この規程は、2022 年３月４日から実施する。 ２．ただし、第９条第１項第九号及び第 15 条第４項の改正規定は、その完了日が機構の 2022 年度以降に属する補助事業について適用し、その完了日が機構の 2021 年度に属する補助事業については、なお従前の例による。 附　則（2026 年２月 20 日 2025 年度規程第 58 号） １．この規程は、2026 年２月 20 日から実施する。 ２．ただし、改正後の別記　補助対象（内容）　第１については、2026 年４月１日以後に交付決定（変更交付決定を含む。）を行う事業について適用する。 （別記） 補助対象費用（内容） 第１　第２、第３に記載する事業を除く事業	二　他者に対し、コア重要技術等を提供する 三　他者と、コア重要技術等に関する共同研究開発を行う 四　他国において、コア重要技術等に係る研究開発を行う 五　他国において、コア重要技術等を用いた製品等を生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該製品等の製造能力が 10%を超える割合で増強する（ただし、当該生産拠点で生産する当該製品等の 85%以上が当該他国で消費される場合を除く。） ３　助成事業者は、第１項に規定する相談の要否について確認した結果等について、交付申請書に添付する事業化計画書（変更した場合はその変更したもの）に記載した上で、機構が別途指定する期間内に機構に提出しなければならない。 ４　機構は、前項の事業化計画書の提出があったときは、当該事業化計画書を経済産業省に提供できるものとする。 ５　機構は、第３項の規定により提出された事業化計画書に不当であると認める事項又は虚偽の記載があった場合、経済産業省と協議の上、助成事業者に対し、その是正のために必要な指示を行うことができる。 （その他必要な事項） 第 31 条　この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。 附　則（2022 年３月４日 2021 年度規程第 28 号） １．この規程は、2022 年３月４日から実施する。 ２．ただし、第９条第１項第九号及び第 15 条第４項の改正規定は、その完了日が機構の 2022 年度以降に属する助成事業について適用し、その完了日が機構の 2021 年度に属する助成事業については、なお従前の例による。 （別記） 助成対象費用（内容） 第１　第２に記載する事業を除く事業

費目	細　目
Ⅰ機械装置等費	１．土木・建築工事費 クリーンルームや付帯設備を含む試験研究棟、運転管理棟等の建設に必要な土木工事及び建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
	２．機械装置等製作・購入費 補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。
	３．保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。
Ⅱ労務費	１．研究員費 補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。
	２．補助員費 補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記１．研究員費に含まれるものを除く。）
Ⅲその他経費	１．消耗品費 補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。
	２．旅費 ①補助事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。

費目	細　目
Ⅰ機械装置等費	１．土木・建築工事費 クリーンルームや付帯設備を含む試験研究棟、運転管理棟等の建設に必要な土木工事及び建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
	２．機械装置等製作・購入費 助成事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。
	３．保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。
Ⅱ労務費	１．研究員費 助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。
	２．補助員費 助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記１．研究員費に含まれるものを除く。）
Ⅲその他経費	１．消耗品費 補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又はする経費。
	２．旅費 ①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。

	３．外注費 補助事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウエア、設計等の外注に係る経費。		３．外注費 助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウエア、設計等の外注に係る経費。
	４．諸経費 上記のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費・論文投稿費、特許出願等に係る費用。		４．諸経費 上記のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費・論文投稿費、特許出願等に係る費用。
Ⅳ委託費・共同研究費	１．委託費・共同研究費 補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰから Ⅲに定める項目に準じて行う。	Ⅳ委託費・共同研究	１．委託費・共同研究費 助成事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰから Ⅲに定める項目に準じて行う。
	２．学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額補助） 補助事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰから Ⅲに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目１と２の間の流用はできないものとする。		２．学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額助成） 助成事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰから Ⅲに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目１と２の間の流用はできないものとする。

※Ⅱ労務費のうち１．研究員費については、機構が別に定める労務費単価一覧表（以下「単価表」という。）で算定することとする。ただし、上記に依りがたい場合又は研究開発計画に健保等級によらない労務費の支払いを認める旨の記載があるテーマに従事し、かつ労務費の算定において労務費単価表の 49 級等級相当を超える者の場合には、機構の了承を得た上で、補助事業者が補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等に支払った給与、諸手当及び法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）に基づき算定できるものとする。

※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、機構の承認を得る必要があります。なお、Ⅳ委託費・共同研究費は、原則として補助対象費用の額の 50%未満です（但し、年度毎にこれを満たす必要はありません）。

※Ⅱ労務費のうち１．研究員費については、機構が別に定める労務費単価一覧表（以下「単価表」という。）で算定することとする。ただし、上記に依りがたい場合には、機構の了承を得た上で、助成事業者が助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等に支払った給与、諸手当及び法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）に基づき算定できるものとする。

※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、機構の承認を得る必要があります。なお、Ⅳ委託費・共同研究費は、原則として助成対象費用の額の 50%未満です（但し、年度毎にこれを満たす必要はありません）。

※学術機関等に対する IV.委託費・共同研究費の場合は「間接経費」の積算が可能です。

第２　研究開発計画に定める 3.(1)①(g)（g3）競争力ある生成 AI 基盤モデルの開発（GENIAC）（助成）

2026 年２月 20 日（施行日）以前に交付決定を行った事業に適用

費目	細　目
Ⅰ 機械装置等費	対象外
Ⅱ 労務費	対象外
Ⅲ その他経費	１．消耗品費 対象外
	２．旅費 対象外
	３．外注費 補助事業の実施に直接必要なデータの整備に係る外注費。
	４．諸経費 補助事業の実施に直接必要な計算リソースの利用料。

※学術機関等に対する IV.委託費・共同研究費の場合は「間接経費」の積算が可能です。

第２　研究開発計画に定める 3.(1)①(g)（g3）競争力ある生成 AI 基盤モデルの開発（助成）

費目	細　目
Ⅰ 機械装置等費	対象外
Ⅱ 労務費	対象外
Ⅲ その他経費	１．消耗品費 対象外
	２．旅費 対象外
	３．外注費 助成事業の実施に直接必要なデータの整備に係る外注費。
	４．諸経費 助成事業の実施に直接必要な計算リソースの利用料。

Ⅳ委託費・共同研究費	１．委託費・共同研究費 補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰから Ⅲに定める項目に準じて行う。
	２．学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額補助） 補助事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰから Ⅲに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目１と２の間の流用はできないものとする。

※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、機構の承認を得る必要があります。なお、Ⅳ委託費・共同研究費は、原則として補助対象費用の額の 50%未満です（但し、年度毎にこれを満たす必要はありません）。

※「間接経費」の積算は認められません。

第３　研究開発計画に定める3.(1)①(g)（g3）競争力ある生成AI基盤モデルの開発（GENIAC）（助成）

2026年２月20日（施行日）以後に交付決定（変更交付決定を除く）を行う事業について、中小企業等経営強化法に基づく特定事業者と学術機関等については第３－１、これに該当しない企業については第３－２を適用

第３－１

費目	細　目

Ⅳ委託費・共同研究費	１．委託費・共同研究費 助成事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰから Ⅲに定める項目に準じて行う。
	２．学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額助成） 助成事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰから Ⅲに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目１と２の間の流用はできないものとする。

※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、機構の承認を得る必要があります。なお、Ⅳ委託費・共同研究費は、原則として助成対象費用の額の 50%未満です（但し、年度毎にこれを満たす必要はありません）。

※「間接経費」の積算は認められません。

Ⅰ機械装置等費	対象外	
Ⅱ労務費	対象外	
Ⅲその他経費	１．消耗品費 補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。	
	２．旅費 海外展開を企図する事業において、現地企業の物理的拠点における実証に必要な活動（視察、要件定義、実導入等）に係る旅費（オンラインで完結するサービス提供や、営業活動に伴う旅費は除く）に限り以下のとおり。 ①補助事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。	
	３．外注費 補助事業の実施に直接必要なデータの整備に係る外注費に加え、補助事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウエア、設計等の外注に係る経費。	

	４．諸経費 補助事業の実施に直接必要な計算リソースの利用料ならびに上記（１．消耗品費、２．旅費、３．外注費）のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費・論文投稿費、特許出願等
Ⅳ委託費・共同研究費	１．委託費・共同研究費 補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。
	２．学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額補助） 補助事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目１と２の間の流用はできないものとする。

第３－２

費目	細　目
Ⅰ機械装置等費	対象外

Ⅱ労務費	対象外
Ⅲその他経費	１．消耗品費 対象外
	２．旅費 対象外
	３．外注費 補助事業の実施に直接必要なデータの整備に係る外注費。
	４．諸経費 補助事業の実施に直接必要な計算リソースの利用料。
Ⅳ委託費・共同研究費	１．委託費・共同研究費 補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰから Ⅲに定める項目に準じて行う。
	２．学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額補助） 補助事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰから Ⅲに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目１と２の間の流用はできないものとする。

※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、機構の承認を得る必要があります。なお、Ⅳ委託費・共同研究費は、原則として補助対象費用の額の 50％未満です（但し、年度毎にこれを満たす必要はありません）。

※「間接経費」の積算は認められません。

様式第１～21　別添のとおり	様式第１～21　別添のとおり